

今後の取組みについて

1. 現地調査の実施

空家等実態調査で判明した、「特定空家等」に該当する可能性のある空家等について現地調査を実施します。なお、調査にあたっては、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の空家等92戸を優先的に行います。

2. 特定空家等の認定及び指導等

現地調査及び市民から情報提供のあった空家等について、倒壊等保安上危険と判定された場合は、必要に応じ「特定空家等」として認定し、空家法第9条の規定に基づく立入調査や第14条の規定に基づく指導、勧告及び命令を行います。

3. 空家等の適切な管理の周知啓発

広報紙等を活用し、新たな条例の施行の周知や空家等の適切な管理についての啓発を行います。

4. 空家等及び跡地の利活用方策の検討

空家等の利活用については、平成29年11月を目途に空家バンク制度及び空家リフォーム助成制度を整備します。

また、空家等の跡地の利活用につながる方策を、関係課と協議を行い、検討していきます。

5. 今後の予定

- (1) 第2回空家等対策協議会の開催：平成29年10月
- (2) 木更津市空家等対策計画の決定：平成29年11月
- (3) 木更津市空家バンク制度運用開始：平成29年12月
- (4) 木更津市空家リフォーム助成制度運用開始：平成30年4月